

「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務仕様書

本業務仕様書は2025年度「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務に適用するものとする。

1. 業務名称

「神戸ライトフェスティバル事業」運営事務局業務

2. 委託期間

契約締結日から2026年3月31日まで

※本公募プロポーザルで選考された委託事業者については2026年度についても引き続き「神戸ライトフェスティバル事業」の継続実施（2年）を前提としている。2026年度に神戸市予算が成立しない場合は契約しないことがある。

3. 業務内容の詳細

（1）開催時期

- ・2025年12月20日（土）～25日（木）までの6日間または12月19日（金）～25日（木）までの7日間を開催期間とする。

※ただし、18日（木）以前からの開催についても提案可能とする。

※開催時期、設営撤去のスケジュールについては契約後速やかに提示すること。

メリケンパークは、設営・撤去含めて2025年12月3日（水）～29日（月）まで使用可能。但し、2025年12月12日（金）を除く（他の行事予定があるため）。

（2）ライトフェスティバルの企画および実施

- ・クリスマスシーズンのイベントとして、イベントの名称も含めて、魅力的かつ幅広い世代の市民や観光客にとって分かりやすいコンセプトとテーマ性を設定し、実施すること。イベント名称は提案内容を基に両者協議の上決定する。

（ア）メインコンテンツ：ドローンショー

- ・イベントのメインコンテンツとして、クリスマスイベントにふさわしいドローンショーを企画・実施すること。
- ・開催期間中、3日以上実施すること。
- ・必ず事前告知を行うものとする。（サプライズではない。）
- ・事前に警察と協議の上、ドローンショーの実施回数と警備体制を決定すること。
- ・ドローンの飛行計画を作成し、実施手順、天候不良等の中止判断、緊急時の対応を定め、実行委員会の了解を得ること。
- ・また、ドローンの安全な飛行及び落下防止対策を徹底するとともに、万が一落下した場合の対応を事前に定めるなど安全対策を確実に実施すること。特に、多数の来場が見込まれるメリケンパークの上空は非常時であっても絶対に飛行しないこと。

- ・ドローンの飛行に必要な申請手続きおよび、周辺事業者や船舶への事前の連絡調整を行うこと。

(イ) サブコンテンツ：イルミネーションや飲食などの会場内コンテンツ

- ・イルミネーションやフードエリア、音楽ステージなど、会場内で楽しめるコンテンツを提供すること。
- ・コンテンツの造成においては、神戸の特色やウォーターフロントの特性を活かし、地域と連携した魅力あるコンテンツを作成すること。
- ・既存設備（照明や音響設備、噴水等 ※別紙参照）をライトフェスティバルのコンテンツとして使用する場合は、予め神戸市（港湾局）の了承を得るとともに調整が必要となる場合がある。使用後は必ず原状復帰し、既存設備等に毀損又は損失があった場合は、その損害を賠償すること。

【メリケンパーク】

- ・神戸ポートタワーの外観照明
- ・神戸海洋博物館の外観照明
- ・メリケンパーク内の照明（BE KOBE モニュメント、噴水等）及び音響設備（スピーカー）

【周辺エリア】

- ・中突堤、新港第1突堤の照明

※照明については、カラー変更も含めて通常とは異なる演出を行うことができるが、維持管理業者（㈱神戸ウォーターフロント開発機構）との早期の調整が必要。（調整に要する費用を本事業のイベント実施費用に含めて良いが、別途実行委員会で負担することはない。）

- ・施工中における演出の調整については下記を遵守すること。

①照明調整：23時以降も調整する場合は周辺施設へ周知すること。

②音響調整：22時以降の音出し調整は不可。

※①②にともに実行委員会に状況を報告すること。周辺状況により調整可能時間が変更になる可能性がある。

(ウ) 共通事項

- ・受託事業者は、設備・設置物の安全管理及び撤去や、関係機関（警察等）との連絡調整をすること。必要な損害保険に加入すること。
- ・契約締結後速やかに委託業務スケジュール及び運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会に提出すること。
- ・施工撤去期間の調整や作業中の注意事項については、必ずメリケンパークの指定管理者（神戸港“U”パークマネジメント共同事業体）に確認すること。
- ・運営にかかる事業推進については実行委員会と連携して行うこと。
※メリケンパークをはじめとするウォーターフロントエリアについては再開発工事が進行しているため事業者採択後、実現可能性も含め実行委員会と協議し、実施内容を決定することとする。

(エ) 実施場所

メリケンパーク

(3) 警備

- ・イベント実施期間（設営撤去含む）に会場周辺に警備員を配置すること。
- ・警備員配置については、日毎の集客見込みを考慮した上で、安全確保に十分な人員を配置すること。
- ・夜間（22:00～6:00）においては巡回警備員として最低1ポストを配置すること。
- ・警備計画書を作成の上、兵庫県警（神戸水上警察署等）と協議し、安全な警備体制を構築すること。警備計画書は実行委員会へ共有すること。
- ・より安全にイベントを実施するため、メリケンパークをはじめとするウォーターフロントエリアの特性を熟知した事業者を選定すること。
- ・ドローンショーを海上で実施する場合は、海上保安庁及び実行委員会と協議の上、保安エリアの確保や警戒船の配備など必要な措置を取ること。
- ・会場周辺で同時期に開催される催しがある場合には、催しの主催側と警備配置や資材設置について事前に調整し、連携を図ること。

(4) 周辺事業者との連携

- ・例年12月は、周辺事業者においても各種イベントが開催されていることから、ウォーターフロントエリアにおける回遊性の向上に寄与するため、遊覧船やホテル、その他商業施設等との連携を図ること。

(5) 広報・プロモーション

- ・12月の恒例行事としての定着を図るため、ライトフェスティバルの開催前から計画的、効果的な広報及びプロモーションを実施すること。
- ・開催状況等、最新の情報を発信するツールとして、本事業専用のWEBサイトもしくはSNSアカウント（Instagram等）を作成・運用すること。イベントの開催発表と同時に運用を開始すること。

なお、神戸市HP内には専用ページを作成可能。

(参考) https://www.city.kobe.lg.jp/a44800/merikenpark_illumination.html

※(株)神戸ウォーターフロント開発機構（神戸市外郭団体、以下KWD）は、ウォーターフロントエリア全体の情報発信に取り組んでおり、本業務の広報・プロモーションの実施に際しては、KWDとの連携を図ること。

(参考) 神戸ウォーターフロント公式WEBサイト <https://kobewaterfront.com/>

(6) 協賛活動

- ・協賛を募る場合は、下記の内容を遵守すること。
- ・ライトフェスティバル事業における協賛企業として不相当と実行委員会が判断した場合は、採用しない場合があるため、必ず事前に相談すること。
- ・協賛企業の広告内容及び出店場所等は事前に実行委員会と協議したうえで決定する。
- ・広告物を配布する場合、配布物の内容・配布方法等について事前に実行委員会の了解を得ること。

- ・受託事業者の協賛活動により獲得した協賛金については、受託事業者で集約し、実行委員会に報告すること。協賛金の使途については協議を行い、事業の拡大（委託額への上乘せ）に充てることや、一部を受託事業者の収入とすることもできる。
- ・物品協賛については、協賛金と区別の上報告し、実行委員会の了解を得ること。

(7) 成果品の提出

- ・報告書
 - ・実施年度における課題点を踏まえた次年度の実施計画（概要）
- ※データで納品すること。（報告書・参考資料：PDF、写真：JPG）

4. その他

- ・業務全体を総括する総括責任者及び管理者を選任し、実行委員会と密に連携が取れる体制とすること。
- ・本業務仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会職員と十分に協議すること。
- ・契約締結後、ライトフェスティバル実施期間までの間は必ず進捗報告をすることとし、1～2週間に1度定例会を実施すること（WEB会議でも可能）。
- ・定例会の内容については下記のとおりとする。
 - ①ライトフェスティバルにおけるコンテンツの内容、作業スケジュール
 - ②警備計画の策定状況
 - ③周辺事業者との連携、広報・プロモーションの進捗状況
 - ④協賛活動、その他共有すべき事項
- ・ライトフェスティバル実施期間の1ヶ月前までにはコンテンツの内容、連携事業、会場レイアウト等を必ず確定させること。

5. 特記事項

- ・受託事業者の運営に起因して、事業の全部又は一部を中止せざるを得ない場合、その費用は委託料から減額する。減額する金額は提案時の見積書をもとに両者協議の上決定する。
- ・この契約の仕様書及び委託契約約款は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、委託契約約款の履行を規定するものとする。ただし、仕様書と委託契約約款の間に相違がある場合、本仕様書を優先する。

6. 注意事項

(1) 善管注意義務

受託事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

(2) 第三者委託

受託事業者は、当該事業の一部を第三者に再委託し、または請け負わせることができる。

（市内に事業所を構える企業への再委託等を優先的に行うこと。）

(3) 関係法令の遵守

受託事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

(4) 業務実施にあたっての注意点

以下の事項を含む企画内容で企画実施することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・実行委員会又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・神戸市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・その他社会通念上に照らして実行委員会が不相当と認めるもの

(5) 損害賠償責任の所在

本業務に起因して、設備等を破損・紛失した場合や、それにより第三者に損害を与えた場合は、その損害の補償・賠償を行うこと。